

# 令和8年度兵庫県放課後児童支援員認定資格研修等事業業務仕様書

## 1 業務の目的

放課後児童支援員認定研修及び放課後児童支援員等資質向上研修を実施し、放課後児童健全育成事業に従事する者が業務を遂行する上で必要な知識・技能を習得することで、放課後児童健全育成事業の質の向上を図る。

## 2 業務の内容

『放課後児童支援員等研修事業実施要綱』（令和8年4月8日付け成事第190号）に係る放課後児童支援員認定資格研修事業及び放課後児童支援員等資質向上研修事業の実施

### I 放課後児童支援員認定資格研修事業

#### (1) 研修開催までの業務

ア 研修内容の企画、講師の選定(※)、講師の確保及び連絡調整

イ 研修会場及びオンライン研修環境（eラーニング）の手配

※オンライン受講にあたっては、顔認証システムを用いて本人確認を行い、双方向でのコミュニケーションが図られるようにすること。

ウ 研修で使用する資料の作成及び機器等の準備

※ 講師については、別紙『放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修の項目・科目、ねらい主な内容及び講師要件等』の講師要件を参考に、放課後児童クラブ及び児童福祉等研修科目の内容に造詣が深い専門家等で適切に実施・指導できる者とする。

エ 受講申込書の取りまとめ、受講者名簿の作成、受講証発送、オンライン受講用のID・パスワードの付与、オンライン受講者へのテキスト送付、市町への受講決定者及び受講不承認者報告

#### (2) 研修開催当日の業務

(集合開催時)

ア 会場準備

イ 受講者の受付

ウ 進行

エ チェックシート及びアンケートの回収

(オンライン開催時)

ア 受講者からの質問等対応

イ チェックシート及びアンケートの回収

#### (3) 研修終了後の業務

ア チェックシート及びアンケートの確認、取りまとめ

イ 受講者の修了評価報告及び修了予定者名簿の県への提出

### II 放課後児童支援員等資質向上研修事業

#### (1) 研修開催までの業務

ア 研修内容の企画、講師の選定(※)、講師の確保及び連絡調整

イ 研修会場及びオンライン研修環境（eラーニング）の手配

※オンライン受講にあたっては、顔認証システムを用いて本人確認を行うこと。

ウ 研修で使用する資料の作成及び機器等の準備

※ 講師については、県と協議のうえ選定したテーマに関して造形が深い専門家等で適切に実施・指導できる者とする。

エ 受講者の取りまとめ、受講者名簿の作成、受講証発送、オンライン受講用のID・パスワードの付与、オンライン受講者へのテキスト送付、市町への受講決定者及び受講不承認者報告

#### (2) 研修開催当日の業務

(集合開催時)

ア 会場準備

イ 受講者の受付

ウ 進行

エ チェックシート及びアンケートの回収

(オンライン開催時)

ア 受講者からの質問等対応

イ チェックシート及びアンケートの回収

(3) 研修終了後の業務

ア チェックシート及びアンケートの確認、取りまとめ

イ 受講者の修了評価報告及び修了予定者名簿の県への提出

### 3 研修内容

#### I 放課後児童支援員認定資格研修事業

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として業務を遂行する上で必要な知識及び技能を習得するための基準第10条第3項に規定する都道府県知事が行う研修をオンラインと集合開催で計5回実施する。なお、研修開催においては次の要件を満たした内容で実施することとする。

(7) 県が認めた教材を使用すること。

(イ) 集合開催について、1回の研修は4日間とし、初日から最終日まで1ヶ月以内に開催すること。

(ロ) オンライン開催についてはeラーニングにより実施し、1回につき2ヶ月の履修期間を確保すること。

(ハ) 講義終了後に受講者がレポートを作成するための時間を各日15分以上確保すること。

(ニ) 質が確保された均質な研修が行われるように、適宜講師等から研修に関する意見を聞くこと。

(ホ) 各回の研修修了後は、認定証の発行が可能となるよう2週間を目安に受講者の履修状況を県へ報告すること。

#### 1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解（4.5 時間・90 分×3）

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ こども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

#### 2. こどもを理解するための基礎知識（6.0 時間・90 分×4）

- ④ こどもの発達理解
- ⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
- ⑥ 障害のあるこどもの理解
- ⑦ 特に配慮を必要とするこどもの理解

#### 3. 放課後児童クラブにおけるこどもの育成支援（4.5 時間・90 分×3）

- ⑧ 放課後児童クラブに通うこどもの育成支援
- ⑨ こどもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のあるこどもの育成支援

#### 4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力（3時間・90分×2）

- ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
- ⑫ 学校・地域との連携

#### 5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応（3時間・90分×2）

- ⑬ こどもの生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応

#### 6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能（3時間・90分×2）

- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

#### II 放課後児童支援員等資質向上研修事業

放課後児童支援員等に対して、資質の向上を図るために必要な専門的な知識及び技能の習得又は放課後児童健全育成事業に共通の課題についての理解を深めるための研修をオンラインと集合開催で計4回実施する。

(7) 研修テーマは県と協議のうえ選定する。

(イ) 集合開催について、1回の研修は1日間とする。

(ロ) オンライン開催についてはeラーニングにより実施し、1回につき1ヶ月の履修期間を確保すること。

### 4 開催回数

#### I 放課後児童支援員認定資格研修事業

オンライン2回、集合開催3回 ※日程は別途調整のうえ決定

#### II 放課後児童支援員等資質向上研修事業

オンライン1回、集合開催1回 ※日程は別途調整のうえ決定

## 5 受講者数

### I 放課後児童支援員認定資格研修事業

計500名程度（オンライン100名程度×2回、集合開催100名程度×3回）

### II 放課後児童支援員等資質向上研修事業

計400名程度（オンライン100名程度×2回、集合開催100名程度×2回）

## 6 委託業務の履行場所、作業場所等

### I 放課後児童支援員認定資格研修事業

姫路市内・尼崎市内・洲本市内 ※会場は別途調整のうえ決定

### II 放課後児童支援員等資質向上研修事業

神戸市内 ※集合開催の会場は別途調整のうえ決定

## 7 その他

教材費は受講者負担になりますので、見積りから除いてください。

なお教材の配送料は委託料に含め、オンライン研修受講者と集合研修受講者とで負担する教材費に差が出ないようにしてください。

### 【担当】

兵庫県福祉部こども政策課 西田

Tel:078-362-4198 Fax:078-362-3011

E-mail: kodomoseisaku@pref.hyogo.lg.jp